

<p>第 28 条 省略</p> <p>2 第 11 条、第 11 条の 2 及び第 11 条の 4 の規定は、再任用職員には適用しない。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第 28 条 省略</p> <p>2 第 11 条、第 11 条の 2、第 11 条の 4 及び第 12 条の 2 の規定は、再任用職員には適用しない。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>
---	---

職員等の旅費に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第 1 条～第 5 条 省略 (旅費の種類)</p> <p>第 6 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料及び扶養親族移転料とする。</p> <p>2～9 省略</p> <p>10 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。</p> <p>第 7 条～第 17 条の 2 省略 (移転料)</p> <p>第 18 条 移転料の額は、赴任の際の旧在勤地から新在勤地までの路程に応じ第 12 条の鉄道賃、第 13 条の船賃及び第 14 条の車賃並びに別表の日当定額の 2 日分及び宿泊料定額の 1 夜分に相当する額の範囲内で任命権者が市長と協議して定める額とする。</p> <p style="margin-top: 20px;">(扶養親族移転料)</p> <p>第 19 条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。</p>	<p>第 1 条～第 5 条 省略 (旅費の種類)</p> <p>第 6 条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当及び扶養親族移転料とする。</p> <p>2～9 省略</p> <p>10 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。</p> <p>11 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。</p> <p>第 7 条～第 17 条の 2 省略 (移転料)</p> <p>第 18 条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。</p> <p>(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表による額</p> <p>(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の 2 分の 1 に相当する額</p> <p>(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から 1 年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)</p> <p>2 前項第 3 号の場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。</p> <p>3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第 1 項第 3 号に規定する期間を延長することができる。</p> <p style="margin-top: 5px;">(着後手当)</p> <p>第 18 条の 2 着後手当の額は、別表の日当定額の 5 日分及び宿泊料定額の 5 夜分に相当する額による。</p> <p style="margin-top: 5px;">(扶養親族移転料)</p> <p>第 19 条 扶養親族移転料の額は、次の各号に規定する額による。</p>

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族 1 人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12 歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料の 3 分の 2 に相当する額

イ 12 歳未満 6 歳以上の者については、アに規定する額の 2 分の 1 に相当する額

ウ 6 歳未満の者については、その移転の際における職員相当の宿泊料の 3 分の 1 に相当する額

第 20 条～第 28 条 省略

別表(第 16 条～第 17 条の 2 関係)

日当(1 日につき)	宿泊料(1 夜につき)	食卓料(1 夜につき)
3,000 円	13,500 円	3,000 円

(1) 赴任の際扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合には、赴任を命ぜられた日における扶養親族 1 人ごとに、その移転の際における年齢に従い、次に規定する額の合計額

ア 12 歳以上の者については、その移転の際における職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の 3 分の 2 に相当する額

イ 12 歳未満 6 歳以上の者については、アに規定する額の 2 分の 1 に相当する額

ウ 6 歳未満の者については、その移転の際における職員相当の日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の 3 分の 1 に相当する額。ただし、6 歳未満の者を 3 人以上随伴するときは、2 人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の 2 分の 1 に相当する金額を加算する。

(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、第 18 条第 1 項第 1 号又は第 3 号の規定に該当する場合には、扶養親族の旧居住地から新居住地までの旅行について前号の規定に準じて計算した額。ただし、前号の規定により支給することができる額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について前号の規定により支給することができる額に相当する額の合計額)を超えることができない。

(3) 第 1 号アからウまでの規定により日当、宿泊料、食卓料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に円位未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合には、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられた日における扶養親族とみなして、前項の規定を適用する。

第 20 条～第 28 条 省略

別表(第 16 条～第 18 条関係)

(1) 日当、宿泊料及び食卓料

日当(1 日につき)	宿泊料(1 夜につき)	食卓料(1 夜につき)
3,000 円	13,500 円	3,000 円

(2) 移転料

国家公務員等の旅費に関する法律(昭和 25 年法律第 114)の規定に準じて市長が定める。

三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
----	-----

<p>第1条 省略 (給与の種類)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、住居手当、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>第3条～第7条 省略</p> <p>第8条～第17条 省略 (再任用職員についての適用除外)</p> <p>第17条の2 第5条、第5条の3及び第6条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

<p>第1条 省略 (給与の種類)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、住居手当、扶養手当、通勤手当、<u>単身赴任手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>第3条～第7条 省略 (<u>単身赴任手当</u>)</p> <p>第7条の2 <u>単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなつた職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</u></p> <p>第8条～第17条 省略 (再任用職員についての適用除外)</p> <p>第17条の2 第5条、第5条の3、<u>第6条及び第7条の2</u>の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>
--

三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 省略 (給与の種類)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、住居手当、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>第3条～第9条 省略</p>	<p>第1条 省略 (給与の種類)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、住居手当、扶養手当、通勤手当、<u>単身赴任手当</u>、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>第3条～第9条 省略</p>

第 10 条～第 21 条 省略

(再任用職員についての適用除外)

第 22 条 第 5 条、第 7 条及び第 8 条の規定は、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項若しくは第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。

以下省略

(単身赴任手当)

第 9 条の 2 単身赴任手当は、公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に対して支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する公署に通勤することが、通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

第 10 条～第 21 条 省略

(再任用職員についての適用除外)

第 22 条 第 5 条、第 7 条、第 8 条及び第 9 条の 2 の規定は、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項若しくは第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。

以下省略